

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	26-6. 交通関係事業			協議細目			
調整方針	路線バス及び自主運行バスについては、一体性の確保、地域の交通手段の確保の観点から、新たな総合交通体系の調整を行うものとする。 (1) 現在運行中の自主運行バスについては、現行のまま新市に引き継ぐものとし、運行体系、料金体系については、合併後、検討するものとする。 (2) 新市の一体性の確保のため、新たな総合交通体系については、早急に検討し調整するものとする。						
項目	参 考 資 料						
自主運行バス	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村	武 芸 川 町	
運行の有無	有	有	有	無	有	有	
運行路線名	高野線	板取線	板取線	/	関上之保(船山)線	高野線	
運行委託バス会社名	岐阜乗合自動車(株)	岐阜乗合自動車(株)	岐阜乗合自動車(株)		岐阜乗合自動車(株)	岐阜乗合自動車(株)	
延べ乗車人員	59,927 人/年	66,187 人/年	49,820 人/年		9,020 人/年	42,660 人/年	
収 入	11,217 千円	31,817 千円	31,817 千円		2,589 千円	11,217 千円	
経 費	22,438 千円	91,433 千円	91,433 千円		6,318 千円	22,438 千円	
運行補助相当額	7,271 千円	17,787 千円	25,880 千円		3,729 千円	3,940 千円	
県補助金	2,522 千円	6,383 千円	9,170 千円		1,243 千円	1,313 千円	
一般財源	4,749 千円	11,404 千円	16,710 千円		2,486 千円	2,627 千円	
備 考	中濃病院～武芸谷口(寺尾) 唐見橋～瀬尻小 武芸川町と共同運行	新岐阜～門原(自主運行部分は山県市内～板取村内全域) H15.3までは旧美山町までが、H15.4からは山県市全域が自主運行路線となり、ワンコイン化(岐阜市内は通常の営業路線) 洞戸村、板取村及び山県市が共同運行			川合～船山	中濃病院～武芸谷口(寺尾) 関市と共同運行	
運行路線名	市内巡回バス	牧谷線			/	村営バス	
運行委託バス会社名	岐阜乗合自動車(株)	岐阜乗合自動車(株)		岐阜乗合自動車(株)			
延べ乗車人員	68,837 人/年	76,104 人/年		15,678 人/年			
収 入	15,112 千円	23,032 千円		3,651 千円			
経 費	45,250 千円	70,438 千円		22,256 千円			
運行補助相当額	30,131 千円	9,205 千円		18,599 千円			
県補助金	9,315 千円	3,356 千円		6,199 千円			
一般財源	20,816 千円	5,849 千円		12,400 千円			
備 考	関市役所発着 6路線 H15.9までの旧市内巡回バスに係る分	中濃庁舎～栗原 H15.4から洞戸村内ワンコイン化(美濃市内は従前の運賃体系) 美濃市と共同運行		川合～鳥屋市(袋坂) 川合～明ヶ島			
* 各種数値は、平成14年10月から平成15年9月までの実績数値							

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

項 目	参 考 資 料					
民間事業者への補助	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村	武 芸 川 町
補助の有無	無	無	無	有	無	無
路線名	/	/	/	関上之保（武儀町）線	/	/
運行バス会社名				岐阜乗合自動車（株）		
補助金				1,776 千円		
県補助金				0 千円		
一般財源				1,776 千円		
備考				関商工前～日根 補助対象区間は、武儀町 役場～日根		
	* 平成14年4月から平成15年3月までの実績に対する補助金					
先進事例	<p>「岐阜広域合併協議会」 路線バス及び自主運行バスについては、一体性の確保、地域の交通手段の確保の観点から、合併後3年を目途に総合交通体系や公共交通ネットワーク計画に基づき、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 路線バスを運行するバス事業者に対するバス路線維持のための補助制度については、当面現行のとおりとし、合併後3年を目途に補助制度の統一を図るものとする。 2 市町が主体となって運行する自主運行バスの運行体系、料金等については、当面現行のとおりとし、合併後3年を目途に見直しを図るものとする。この場合においては有償を基本とするものとする。 <p>「美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会」 自主運行バス及び福祉バスについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主運行バスについては、当分の間、現状どおりとする。ただし、運行形態、料金体系等については、合併後、速やかに見直しを図る。 (2) 福祉バスについては、合併後廃止し、自主運行バスとして有料化する。 <p>「飛騨地域合併協議会」 1 交通体系については、合併後速やかに総合的に調整する。 2 現在運行中のコミュニティバス、スキー場関係バス及び通学、通園バスについては、現行のまま新市に引き継ぐが、全体的な交通体系として見直しを行う。</p>					